



動物に危害を与える行為は、 犯罪です。

不審な人を見かけたら、最寄りの警察署へ
通報してください。
地域の皆様のご協力をお願いいたします。

動物の愛護及び管理に関する法律

愛護動物を遺棄・虐待した場合

1年以下の拘禁刑または

100万円以下の罰金

愛護動物を殺傷した場合

5年以下の拘禁刑または

500万円以下の罰金

池袋保健所 3987-4175

巣鴨警察署 3910-0110

池袋警察署 3986-0110

目白警察署 3987-0110